
高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

令和 7 年 3 月 14 日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

処理事業終了までのスケジュール



- 東京・北海道事業エリアは令和 7 年10月までのJESCOとの契約締結、令和 7 年内の搬入とし、令和 7 年度末に処理事業を終了する。
- 北九州・大阪・豊田事業エリアで新たに発見された高濃度PCB廃棄物は、令和 7 年 6 ～ 7 月に重点搬入期間を設定し、JESCO北海道事業所の処理計画に影響がないよう、効率的な搬入・処理を行う。

東日本（北海道・東京事業）エリアの高濃度PCBのスケジュール

年	R6	R7				R8		備 考
時期	12	1 - 3	4 - 6	7 - 9	10-12	1 - 3	4 - 6	
契約								R 7 .10までに契約締結
搬入								R7年内の搬入完了を目指す
処理								R7年度末までに処理を完了する

西日本（北九州・大阪・豊田事業）エリアの高濃度PCBのスケジュール

年	R6	R7				R8		備 考
時期	12	1 - 3	4 - 6	7 - 9	10-12	1 - 3	4 - 6	
契約								R6年度内に契約締結
搬入								R7. 6 ～ 7 月に重点搬入を実施
処理								早期に処理を完了する

高濃度PCB廃棄物処理事業の終了に向けた対応



1. 東京・北海道事業エリア

- JESCO及び地方自治体、関係省庁と連携して、取りこぼしがないように、北九州・大阪・豊田事業エリアで新たに発見された事例（例：使っていない倉庫からの安定器の発見）等を対象に見落とされていた要因等を分析した上で、東京・北海道事業エリアの最終確認を実施。
- さらに、JESCOから自治体や地方環境事務所に共有される未搬入保管事業者等の情報を活用し、自治体及びJESCOと連携して、立入調査等を実施。
- 現在も使用中の自家用電気工作物 1 件について、産業保安監督部、自治体と連携して、所有者に対する指導を実施。必要に応じて行政代執行を実施。
- 上記以外にも今後必要に応じて行政代執行により、事業エリア内の高濃度PCB廃棄物を令和 8 年 3 月末までに処理を実施予定。

2 北九州・大阪・豊田事業エリア

- 令和 7 年 6 ～ 7 月に重点搬入期間を設定し、令和 6 年 12 月 13 日までにJESCOに登録されたコンデンサーや安定器等の処理をJESCO北海道事業所で実施すべく、運搬計画及び処理計画を策定。
- 地方環境事務所及び自治体と連携して、12月13日以降に発見された高濃度PCB廃棄物の適正な保管を指導するとともに、処理方策について検討予定。

東京・北海道事業エリアにおける行政指導の状況（令和7年1月末時点）



- JESCOでの処分が確実に完了するよう、処理手続きが難航している事案が生じた場合は、必要に応じて行政指導や行政処分を実施して、できる限り速やかに処理することとしている。
- 東京・北海道事業エリアにおいて、令和6年度当初は行政代執行の可能性があった案件でも、自治体及びJESCOの指導により自ら処理となったものがあり、現在3件の行政指導が実施されている。

使用中の高濃度PCB使用電気工作物

地方環境事務所	所轄自治体	対象物の種類	数量	実施状況
関東	新潟県	コンデンサー類	1台	指導中(R4.4月～)

保管中の高濃度PCB廃棄物

地方環境事務所	所轄自治体	対象物の種類	数量	実施状況
北海道	北海道	コンデンサー類	2台	代執行実施(R7.1月)
関東	新潟県	安定器※	7台	指導中(R6.6月～)
	横浜市	PCB汚染物	1缶	代執行実施(R6.12月)
北海道	北海道	安定器	3台	指導中(R6.9月～)

※北九州・大阪・豊田事業エリアにおいては行政指導案件は0件。

※令和6年度当初に行政指導案件とされていた小型コンデンサー2台についてはPCB不検出であったことから除外。

新潟県の使用中電気工作物（コンデンサー）の対応状況

1. 現在の状況

- R7.2.25に関東地方環境事務所、新潟県、関東東北産業保安監督部東北支部、JESCOの4者が、高濃度PCB使用コンデンサーが使用されているビルを訪問し、所有者であるビルオーナーと面談し、早期処理を改めて指導。
- 訪問時に保安監督部及び新潟県から、廃止及び処理に関する予定等の報告を求める指導文書がそれぞれ交付されている。
- なお、当該ビルは国税庁による差し押さえ物件となっている。



50kVA(50kg程度)

2. 今後の対応

- 指導文書に対する回答等に基づき、廃止及び処理に向けた手続きが確認できない場合、改善命令等に向けた手続き等が行われる。
- なお、国税庁による差し押さえ物件であるため、現状の変更には制限がある。PCB廃棄物の除去については国税庁に都度相談する必要がある。